

広尾町の福祉サービス一覧

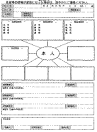
担当窓口： **福** 福祉係 **包** 地域包括支援センター **介** 介護保険係

※お問い合わせ先は最後のページ下をご覧ください

項目（事業名）	主な対象者・費用	サービス内容
福 軽度生活援助（高齢者等生活支援事業）	【対象者】 ①高齢者 ②介護保険制度の申請手続きを終了した65歳未満の方 ③重度の身体、精神、知的障がい者 【利用料（1時間あたり）】 ・所得税課税世帯 200円 ・所得税非課税世帯 150円 ・生活保護世帯 0円	草刈りや除雪など、軽易な生活援助サービスの提供を行います。 
福 給食サービス（高齢者等生活支援事業）	【対象者】 ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯などで、食事の調整が困難な方 【利用料（1食あたり）】 450円 	アセスメントを行ったうえで食事を配達するとともに、心身の状況の把握と声かけを行います。（月曜日～土曜日の週6回まで）
福 ショートステイ（高齢者等生活支援事業）	【対象者】 様々な理由により一時的に支援する必要がある高齢者など ※介護保険サービスが優先となります	特別養護老人ホームつつじ苑の短期宿泊（原則として7日間以内）の利用を通して支援を行います。
包 訪問サービス	【対象者】 定期的な訪問が必要なひとり暮らしの高齢者など	月に1回程度、ケア推進員が訪問し、健康状態や生活状況をお聞きします。
福 包 介護用品の支給	【対象者】 在宅で、日常的に紙おむつが必要な以下の方の介護者 ①要介護1以上 ②障害支援区分1以上 ※介護される方と同一世帯で町民税非課税の世帯に限ります 【助成内容】 1ヶ月あたり10,000円分の紙おむつ等と指定ゴミ袋の現物支給	紙おむつ等を必要とする方を介護する家族に対する支援として、一定量の紙おむつ等及びゴミ袋の給付券をお渡しします。 
福 緊急通報装置の設置 	【対象者】 ひとり暮らしで以下に該当する方 ①高齢者 ②要支援、要介護認定者 ③身体障がい者で以下に該当する方 ・下肢、体幹、聴覚、視覚障害 1級又は2級の方 ・心臓、腎臓、小腸、免疫機能障害 1級から4級までの方 ④精神障がい者、知的障がい者 【費用】 原則通話料のみ負担	緊急通報装置を設置して急病や災害発生時の救急援助体制を確立します。以下の2タイプがあります。 【固定型】 固定電話の回線を使用し、非常ボタンを押すと警備会社「ALSOK」に自動通報されます。通報されると町内に常駐するガードマンが駆けつけます。 【モバイル型】 専用のモバイルを使用し、外出時などにも付帯できます。非常ボタンを押すと「ALSOK」よりあらかじめ登録している緊急協力員（町内の親族や近隣の方）へ連絡が入ります。

項目（事業名）	主な対象者・費用	サービス内容
老人福祉電話の設置  福	【対象者】 福祉電話の設置が必要と認められる 所得税非課税世帯で以下に該当する方 ①ひとり暮らしの高齢者 ②重度障がい者世帯 ③障がい者のみの世帯 【費用】 原則通話料のみ負担	電話の設置が困難な方に電話を貸与することにより、緊急の事態の対応に万全を確立します。電話機の設置工事費および基本料は町が負担します。
訪問理美容サービス  福	【対象者】 理髪店や美容院に出向くことが困難な以下に該当する方 ①要介護3以上 ②身体障がい者（下肢または体幹障がい1、2級）	自宅での理美容を行う際の出張費用の助成を行います。
布団洗濯・乾燥・消毒サービス 福	【対象者】 寝具の洗濯・乾燥・消毒が困難な以下に該当する方 ①要介護4以上 ②障害支援区分5以上	介護が必要な方の寝具の洗濯・乾燥・消毒を実施します。 
福祉灯油の支給 福	【対象者】 ①高齢者世帯 ②障がい者世帯 ③ひとり親世帯 ④生活困窮世帯 ※社会福祉施設入所者および病院等に入院中の世帯は対象外	冬期間の暖房用燃料費の助成を行います。灯油引換券（100リットル）又は灯油100リットル相当額の商品券を支給します。世帯収入や生活状況等を勘案のうえ決定します。
住宅用火災警報器購入費の助成  福	【対象者】 所得税非課税世帯で以下に該当する世帯 ①高齢者世帯 ②重度障がい者を含む世帯 【助成内容】 警報器の購入価格の9割分（上限13,950円）を助成 ※警報器は2個まで、1世帯1回まで	住宅用火災警報器（煙探知式）の購入費用を助成します。なお、事前申請が必要です。警報器は、町内の販売店で購入した日本消防検定協会鑑定基準合格品のみ助成対象となります。
雪下ろし費用の助成  福	【対象者】 所得税非課税世帯で以下に該当する世帯 ①高齢者世帯 ②ひとり親世帯 ③障がい者世帯 ④障がい者のみの世帯 ※社会福祉施設入所者および生活保護世帯、親族等から雪下ろしの援助を受けられる世帯は対象外 【助成内容】 10,000円を限度	住宅の屋根の雪下ろしにかかる経費の一部を助成します。事前の申請が必要です。助成の限度額は10,000円で、1世帯1回（各年度）までです。雪下ろし業者は広尾町商工会に登録した業者で、業者の指定はできません。
重度心身障害者年金の支給 福	【対象者】 以下に該当するものを、所持、又は受給されている方 ①身体障害者手帳1級、2級 ②精神障害者保健福祉手帳1級 ③療育手帳A ④障害年金1級 ⑤児童扶養手当、又は特別児童扶養手当 【助成内容】 年間36,000円	毎年4月1日現在、在宅で生活されている左記の方に。年に1回36,000円を支給します。なお、各種社会福祉施設に入所されている方は対象外です。

項目（事業名）	主な対象者・費用	サービス内容
重度身体障害者 交通費助成	【対象者】 身体障がい者 （身体障害者手帳１級（一部２級）） 【助成内容】 年間１０，０００円	タクシー運賃又は自動車燃料費の一部を助成します。助成額は年間１万円以内です。 自動車税の課税免除者は、燃料費の助成を受けられます。
腎臓機能障害者・ 特定難病患者等 通院交通費助成 	【対象者】 道内の医療機関（片道８km以上）に通っている以下に該当する方 ①腎臓機能障がい児・者（人工透析等） ②指定難病患者 ③小児慢性特定疾患児 【助成内容】 交通費の５０％	道内の医療機関に通院している方に、交通費の一部を助成します。 助成額は自己負担額より国及び道などの公費負担制度により助成される額を控除した額の５０％以内です。
通所施設への 交通費助成	【対象者】 精神障がい者 【助成内容】 交通費の全額	片道８km以上の通所施設に通所する場合に要する交通費を助成します。
敬老祝金	【対象者】 毎年９月１日現在において引き続き１年以上町内に居住する以下に該当する方（数え年の節目の方） ①喜寿（７７歳） １万円（商品券） ②米寿（８８歳） ３万円（商品券） ③長寿（１００歳） １０万円（商品券、現金）	毎年９月に行われる各地区の敬老会にて贈呈いたします。 
要介護高齢者等 介護手当の支給	【対象者】 在宅で日常的に以下の方を介護している介護者 ①要介護４以上 ②障害支援区分５以上 【助成内容】 毎月１０，０００円	在宅介護の推進を図るため、在宅で介護している介護者に対し慰労金を支給します。 
介護サービス利用者の 負担軽減	【対象者】 居宅介護サービスを利用している所得税非課税の高齢者 【助成内容】 自己負担額の４分の１	介護サービス費の自己負担額の４分の１を助成します。
成年後見制度 利用支援事業	【対象者】 判断能力が十分でない以下に該当する方 ①認知症の方 ②知的障がい者 ③精神障がい者	必要な介護の契約や財産管理などで、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選び、ご本人を法的に支援する制度です。 身寄りがいない等の場合は、町長が代わりに申し立てを行います。申し立てに必要な費用や報酬を一部助成します。
介護マークの配布 	【対象者】 以下に該当する方の介護者及び関係者 ①要支援・要介護認定者 ②身体障がい者 ③上記①・②に準ずる方	介護している家族や関係者が、介護中であることを、周囲に理解されるよう介護マークの配布を行います。介護する方の精神的負担の軽減、介護環境の向上が目的です。 申請時には介護保険証、身体障害者手帳を持参してください。

項目（事業名）	主な対象者・費用	サービス内容
ヘルプマークの配布  福	【対象者】 周囲の方からの援助や配慮が必要な方 ①高齢者 ②障がい者 ③病気の方 	周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくすることを目的とするマークです。吊り下げバンド型でカバンなどにつけて利用します。 あわせて、「支援してほしいこと」を記入するヘルプカードも配布します。
高齢者等SOSネットワーク事業 包	【対象者】 認知症などにより徘徊などのおそれがある高齢者・障がい者など	認知症の高齢者等が行方不明になった場合に、協力機関や関係機関の協力・連携により、早期の捜索・保護・事後支援を行います。 ※事前の登録が必要です。
お薬手帳版連携シートの配布 包	【対象者】 ①要支援、要介護認定者 ②障がい者 ③高齢者 	医療と福祉・介護サービスが切れ目なく受けられるよう、お薬手帳に入れて持ち歩く情報シートを配布します。
安心地域づくり事業（避難行動要支援者支援事業） 福	【対象者】 災害などの際に何らかの支援が必要な以下に該当する方 ①要支援・要介護認定者 ②障がい者 ③指定難病患者 ④高齢者 	緊急時の連絡先や必要な支援などの情報を、本人の同意のもと、町や地域で把握し災害や万が一の事故に備えます。 登録同意者には、防災カードを配布します。
高齢者外出支援交通費助成事業 福	【対象者】 75歳以上の方（施設に入所されている方は除きます）	外出支援のため、タクシー・バス運賃を助成します。 申請が必要ですが、1度申請をすれば次年度は必要ありません。

●各お問い合わせ先は以下のとおりです

福 福祉係 ☎：2-0172

包 地域包括支援センター ☎：2-3370

介 介護保険係 ☎：2-0172

FAX（共通）：2-6662